

日本非核宣言自治体協議会

令和2年度 講演会等開催支援事業募集要項（随時募集）

1 概要

原子爆弾の惨状を広く住民に伝え、戦争の悲惨さをより深く理解できるようにすることを目的として、日本非核宣言自治体協議会会員自治体（以下「会員」）による原爆展等とあわせた講演会等の開催を支援する事業を実施する。

2 対象事業（次の（1）～（3）のすべてを満たすこと）

- （1）会員が令和2年度中に主催する講演会等であること。複数の団体等で組織する実行委員会形式での開催の場合、会員が実行委員会の事務局を担っていること。
- （2）講演会等と同一または近隣の会場で原爆展（ミニミニ原爆展など）が開催されていること。
- （3）1回の事業において、一般住民100名以上の参加が見込まれること。

3 助成対象経費

講師謝礼金、講師旅費

4 助成限度額

助成対象経費の2分の1の範囲内とし、5万円を限度額とする。

5 助成団体数

28（先着順）

6 申請方法

- （1）申請を希望する会員は、次の必要書類を事務局（長崎市平和推進課）へ提出すること。
 - ①講演会等開催支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
 - ②講演会等経費支出明細書（第3号様式）
 - ③講演会等の企画概要書及びチラシやパンフレット等（任意様式）
- （2）助成事業の内容に変更が生じた場合は、次の必要書類を事務局（長崎市平和推進課）へ提出すること。
 - ①講演会等開催支援事業助成金交付変更申請書（第5号様式）
 - ②講演会等の、変更後の企画概要書及びチラシやパンフレット等（任意様式）
- （3）開催日が令和2年度中であれば、講演会等終了後であっても申請できるものとする。

7 募集期間

(1) 随時募集

令和3年3月1日（月）必着

8 実施報告及び助成金交付

(1) 講演会等終了後は、すみやかに次の必要書類を事務局へ提出すること。

①講演会等実施報告書（第2号様式）

②講演会等開催支援事業助成金交付請求書（第4号様式）

※ 講演会等終了後に助成を申請する場合は、申請と同時に上記第2号、第3号及び第4号様式を提出すること。

(2) 助成金は実施内容等の確認後、第4号様式により指定された口座に振り込むこととする。

9 その他

(1) 助成の決定は予算の範囲内で申請の先着順とする。

(2) 1会員への助成は1会計年度あたり1回とする。